

水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業 Q&A

〈応募申請〉

Q 1 : 応募申請書様式2 「事業実施の代表者」は誰にすればよろしいですか？

A 1 : 実際に補助事業を行う部署の責任者（局長、部長、課長等）としてください。

Q 2 : 応募申請書様式2 「事業実施の担当者」は誰にすればよろしいですか？

A 2 : 補助事業に関わる業務を直接行い、協会と連絡を取り合える方としてください。

Q 3 : 複数年度に渡る事業計画で応募することは可能ですか？

A 3 : 大規模な事業の場合、1年間では事業が完了しないことも想定されます。こうした場合、離島モデルでは3か年度以内、離島以外モデルでは2か年度以内で事業計画を提案することが可能です。事業計画が複数年度に渡る場合は、申請時に全工程の実施スケジュールを示した上、さらに各年度の実施内容及び実施内容に応じた経費内訳を記載してください。

複数年度に渡る事業計画であっても、毎年度2月末までに、その年度の事業が完了するよう事業の切り分けを行う必要があります。

また、複数年度に渡る事業計画が採択されても、そのことにより全ての年度の予算が承認されたわけではなく、2年度目以降は政府において所要の予算措置が行われる必要があります。なお、2年度目以降、応募申請は不要ですが、交付申請は行っていただきます。

Q 4 : 申請内容等について、申請前に個別に相談することは可能ですか？

A 4 : 審査の公平性の観点から、個別の相談には対応しません。ただし、申請書の記載の仕方が分からぬというようなご質問はお受けします。

Q 5 : 他の補助金との併用は可能ですか？

A 5 : 本補助金と、国からのその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第2条第1項に掲げる補助金等及び同条第4項に掲げる間接補助金等をいう。）を、同一の設備に対して重複する形で併用することは出来ません。

なお、適化法の適用を受けない地方公共団体からの補助金等との併用は可能です。その場合、本補助金における所要経費の算定において、「寄付金その他の収入」として計上する必要があります。そのため、地方公共団体の補助金に係る分は、補助対象経費から除かれることになります。

Q 6 : 応募の際の添付資料に見積書等が求められていますが、複数の見積書が必要ですか？

A 6 : 応募の際は、1者からの見積書で問題ありません。しかし、交付決定後、業者を選定する際には、競争原理が働く方法で発注先を選定する必要があることから、必ず競争入札または原則複数者の見積書を徴取して最適な業者を選択してください。

Q 7 : 応募申請時に金額の根拠がわかる書類として見積書等を添付する必要がありますが、詳細な見積書の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請は可能ですか？

A 7 : 応募申請の段階では、概算の見積書を元に経費を算定していただいてもかまいません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。また、材料費や労務費は一式ではなく、台数、個、人工等の具体的単価に数量を掛けたものとして記載されるようにしてください。（そのようなものが提出されるよう見積書作成を依頼してください。）

Q 8 : 共同で申請する際、応募申請書は誰が提出すればよろしいですか？

A 8 : 代表事業者としてください。代表事業者とは、交付規程第3条第3項で、「補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者」としています。

Q 9 : 設備をリース等により導入する場合も補助事業の申請は可能ですか？

A 9 : リース等で導入する場合も補助の申請は可能です。その場合、応募申請書の実施計画書には設備の所有者（リース会社等）を代表事業者、リース等の利用者（地方公共団体など）を共同事業者として申請してください。

申請に際しては、設備の耐用年数期間をリース等の期間とし、リース等料金から補助金相当分が減額されていることを示す書類を添付してください。

Q 10 : 再生可能エネルギー発電設備を自ら設置できず、他の事業者が設置する再生可能エネルギー発電設備から電力の提供を受けて同様のシステムを構築する場合、補助事業に応募することは可能ですか？

A 10 : 水素エネルギーシステムの所有者と異なる者の所有である再生可能エネルギー発電設備から電力の供給を受ける水素エネルギーシステムも補助の対象となります。

電力供給上必要な手続き、契約等に関する資料を申請時に添付してください。

なお、再エネ設備費用（電気代含む）は、補助対象外です。

〈スケジュール〉

Q 11 : 公募から採択・事業着手までの流れについて教えてください。

A 11 : 当協会は、応募者から提出された実施計画書等をもとに審査を行い、審査結果を踏

まえて環境省と協議の上、採択（不採択）の決定を行います。

応募者の方には、採択通知受領後、改めて交付申請をしていただき、書類等が整っていれば、当協会が交付決定を行います。

補助事業は、交付決定日以降（採択日ではありません）に開始していただき、当該年度の2月末までに完了していただきます。

Q 1 2：補助事業の完了とは、補助対象設備等が完成した日と考えてよろしいですか？

A 1 2：補助事業の完了とは、補助対象設備等の検収が完了し、引渡しが済み、支払いが完了した状態を指します。

補助事業者は、事業完了後30日以内または当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会に提出することになっていますので、遅くとも2月末までに事業が完了している必要があります。

Q 1 3：補助事業に着手できるのは、交付決定を受けた後ということですが、事業実施に向けた準備、たとえば入札の準備等を行うことも出来ませんか？

A 1 3：執行団体における公募開始以降、交付決定前までの期間に他の事業者等と発注・契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは可能ですが、発注・契約締結に当たっては、当該発注・契約の締結日が交付決定日以降になるようにしてください。交付決定以前に発生した経費については、補助対象経費として認められませんので注意してください。

〈補助対象の範囲〉

Q 1 4：複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか？

A 1 4：初年度に補助対象経費が発生しなければ補助の対象とはなりません。

Q 1 5：既存設備の撤去に係る工事費は補助の対象となりますか？

A 1 5：原則として補助対象外です。ただし、離島等において設置場所が限られている場合においては、対象となります。

Q 1 6：設備の設置のための、搬入道路の建設、建屋の建築及び基礎工事などに要する経費は補助の対象となりますか？

A 1 6：いわゆる共通仮設費に属するものであれば、搬入道路の建設等については補助対象となります。

Q 1 7：工事施工に伴う産業廃棄物の処理、運搬に要する費用は補助の対象となりますか？

A 1 7 : 離島モデル事業に限り、補助対象となります。

Q 1 8 : 蓄電池、水素製造装置、燃料電池のみの導入は補助の対象となりますか？

A 1 8 : 個々の機器のみの導入は補助対象外です。ただし、既存の設備にこれらの機器を追加することにより、設備全体が「水素エネルギー・システム」となる場合には、個々の機器の追加は補助対象となります。

Q 1 9 : 試運転ならびに実運用の際の予備品は補助の対象ですか？

A 1 9 : 試運転に必要な用品及び材料（試薬等）に限り、補助対象となります。実運用の際の予備品は補助対象外です。

Q 2 0 : 改質器付き燃料電池は補助の対象となりますか？

A 2 0 : 改質器付き燃料電池は補助の対象とはなりません。

Q 2 1 : 水素を発生させる方法として、バイオマスガスの改質を想定していますが、補助事業の対象となりますか？

A 2 1 : バイオマス由来のガスを改質した水素を活用するということであれば補助対象外となります。ただし、バイオマスガス発電の電力を使って水を電気分解するということであれば、補助対象となる可能性があります。

Q 2 2 : 補助事業の採択を受けた後、補助対象経費を精査したところ、事業費が増加した場合に、補助金の増額は可能ですか？

A 2 2 : 増額は出来ません。採択通知に基準額として記載された金額が、交付申請を行う際の上限額となります。

Q 2 3 : 補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の作成費用は補助対象経費に含めてよろしいですか？

A 2 3 : プレート作成費及び貼付するための費用は補助対象とはなりません。

〈その他留意事項〉

Q 2 4 : 公募要領別表第2などで用いられている「地域の実態」という表現は、どのような事象を指しているのですか？

A 2 4 : 事業を行う際の費用については、例えば離島では、本土から離れているという特殊要因により、本土とは異なる施工方法や資材搬入方法が用いられることがあります。単価が異なることも考えられます。また、単価に関しては、労務費の単価なども本土より割高となることが想定されます。これらは、あくまでも一例ですが、このような事象

を「地域の実態」と表現しています。

Q 2 5 : 応募申請後、応募者の都合により補助金申請を辞退する必要が生じた場合、どのように対応すればよろしいですか？

A 2 5 : 採択前であれば取下げ書を、採択後であれば辞退届けを提出してください。

交付決定後に、補助事業の全部若しくは一部を中止、または廃止しようとする場合には、「中止（廃止）承認申請書」（様式第6）を提出して協会の承認を受けてください。

（複数年度事業で）2年度目以降の事業を取りやめた場合（事業廃止）は、原則として1年度目の補助金を含め既に交付した補助金の返還を求めることがありますのでご留意ください。

Q 2 6 : 発注先の決定に際し、一般競争入札等が必要なことは理解しているが、随意契約とせざるを得ない場合もあると思いますが、そのような場合は、どう対応したらよろしいですか？

A 2 6 : 補助事業を実施する上で、一般の競争に付することが困難または不適当である場合は、交付申請の際に、随意契約としなければならない理由書を提出し、協会の承認を得るようにしてください。

Q 2 7 : 補助申請額に消費税分を含めて申請することは可能ですか？

A 2 7 : 原則として消費税分は差し引いて申請してください。

ただし次の補助事業者は、消費税分を含めて申請することが可能です。

- ・消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ・免税事業者である補助事業者
- ・消費税簡易課税制度を選択している補助事業者
- ・地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る）または消費税法別表第3に掲げる法人で特定収入割合が5%を超える補助事業者
- ・地方公共団体の一般会計である補助事業者

Q 2 8 : 交付規程には「軽微な変更」という言葉が使われていますが、どのような場合を指しているのですか？

A 2 8 : 「軽微な変更」とは、補助対象経費において、各配分額のいずれか低い額の15%以内の変更であり、かつ、CO₂排出削減効果に著しい影響を及ぼす恐れのない変更であり、次の2点に該当するものを指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効果的に事業目的達成に資するものと考えられる場合

- ・事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

Q 2 9 : 補助事業における利益相当分の排除とは何ですか？

A 2 9 : 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上望ましくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、利益相当分を排除した原価の額を補助対象経費として計上することとしており、そのことを指しています。

Q 3 0 : 申請時に推計した CO2 排出削減効果が得られなかった場合、補助金返還等の対象となりますか？

A 3 0 : 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度末までの期間及びその後の 3 年間の期間について、年度ごとに二酸化炭素削減効果を環境大臣に報告しなければなりません。その際、申請時の CO2 排出削減量と実際の削減量が大きく乖離している場合には、まずは補助事業者にその原因分析をしていただき、理由によっては補助金を返還していただく可能性があります。

したがって、申請時の CO2 排出削減量の推計は慎重に行ってください。

Q 3 1 : 補助事業終了後の取得財産の管理等について留意すべきことを教えてください。

A 3 1 : 補助事業者は補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

また、耐用年数に達していない取得財産を処分する際には一定の制限がありますので、十分注意してください。（詳細は交付規程第 8 条第 14 号をご覧ください）